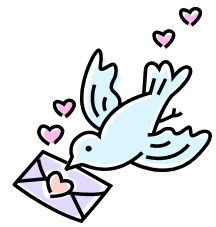


# ～あかり行政書士事務所通信～

第 6 号 (2014. 9. 10)



## ☆自筆証書遺言の保管

自筆証書遺言は作成したあと、なんらかの方法で保管をする必要があります。  
保管の方法は法律で定められているわけではありません。  
それでは、いったいどのように保管するのが良いのでしょうか。

## ☆自宅で保管する

まずは、自宅で保管する場合を考えてみます。

自筆証書遺言のメリットのひとつとして、**他の方式よりも気軽に作れること**があります。

保管も自宅でできるということは、このメリットにも合致しますので、選択肢としてまず挙がるでしょう。  
自宅で保管する場合は、机の上にほったらかしにしておくのはよくありません。

紛失のおそれがありますし、他の人に処分されたり、中身を改ざんされてしまうおそれも高まります。

また、机を整理したときに間違っで自分で捨ててしまうかもしれません。

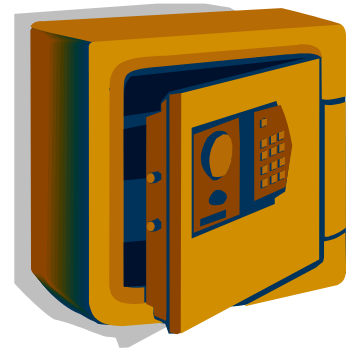
自宅で保管する場合は、**少なくとも鍵付きの引き出しや、金庫に入れておくほうが無難**といえます。

この場合は、**遺言を作ったこと、鍵の場所を信頼できる家族などに生前に説明しておいたほうがよい**でしょう。

せっかくの遺言書を発見してもらえないリスクが少なくなります。

他にも、**信頼できる人に預けたりすることも有効**といえます。

この場合も、**自分が亡くなった時に家族に連絡してもらえるような態勢作りが大事**です。



## ☆貸金庫で保管する

貴重品を金融機関の貸金庫に預けている人もいるかもしれません。

遺言書も貴重品のひとつといえますから、貸金庫に入れることは間違いではありません。

ただし、**貸金庫を相続人が開扉するためには、相続人全員の実印が求められる場合が多くあります**。

相続人が遠隔地に散らばっていたり、遺産分割に争いが起きたりすると、スムーズに手続きが進まず、開扉するまでに何ヶ月もかかってしまったりするおそれもあります。

貸金庫は自宅で保管するよりも、紛失・隠匿・改ざん等の心配は低いと思いますが、**実際に中身を見るまでに時間がかかってしまうことを忘れない**てください。

